

告 示

埼玉県告示第千三百二十二号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部河川環境課及び埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 河川の名称

荒川水系一級河川南小畔川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和五年十一月十日

三 廃川敷地等の位置

埼玉県川越市大字笠幡字台田六百十九番十五、同市大字笠幡字賀嘉良六百二十七番二十七、同市大字笠幡字賀嘉良六百二十八

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

六一・三九平方メートル